

|             |          |
|-------------|----------|
| 泊発電所3号炉審査資料 |          |
| 資料番号        | 資料1-8    |
| 提出年月日       | 令和5年4月7日 |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第8条 火災による損傷の防止

| No | 資料名称   | 該当ページ             | 適正化内容   | 備考 |
|----|--|-------------------|---|----|
| 1  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.5)       | 8条-別1-参2-14       | 12条側と整合が取れていなかったため、修正いたしました。<br>誤) JEAC4602-1992<br>正) JEAC4602-2016  |    |
| 2  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.5) | 8条-別1-参2-24       | 同上<br><br>また、相違理由についても記載を修正しております。<br>(旧) 設計当時に採用したJEACの違いによる相違。<br>(新) 炉型の相違による参照するJEACの相違。                  |    |
| 3  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.5) | 8条-別1-資2-添4-4     | 下から5行目「AトレンとBトレンは、」の記載を「AトレンとBトレンは、」へ修正いたしました。  |    |
| 4  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.5)       | 8条-別1-資2-添4-4     | 同上  |    |
| 5  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.5)       | 8条-別1-資1-参6       | 3月24日ヒアリングコメント回答(避雷設備関連)でご説明した内容を補足説明資料に追加いたしました。   |    |
| 6  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.5) | 8条-別1-資1-参6       | 3月24日ヒアリングコメント回答(避雷設備関連)でご説明した内容を補足説明資料に追加いたしました。   |    |
| 7  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.5)       | 8条-別1-資6-添2-6~27  | 別紙1の自動消火設備用感知器の配置図(1/22)~(22/22)について、不鮮明な部分や火災区域・区画の明確化など、記載の適正化を行いました。                                       |    |
| 8  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.5) | 8条-別1-資6-添2-13~34 | 別紙1の自動消火設備用感知器の配置図(1/22)~(22/22)について、不鮮明な部分や火災区域・区画の明確化など、記載の適正化を行いました。                                       |    |
| 9  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.5)       | 8条-別1-資1-14       | 「気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁及び水素混合ガスポンベは」を、「気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁並びに水素混合ガスポンベは」に修正し、記載を適正化しました。   |    |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.5) | 8条-別1-資1-27       | 「気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁及び水素混合ガスポンベは」を、「気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁並びに水素混合ガスポンベは」に修正し、記載を適正化いたしました。 |    |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.5)       | 8条-別1-資料1         | ページの附番を他の資料と合わせた。<br>「-8条-別添1-資料1-(ページ番号)-」を「8条-別1-資1-(ページ番号)」と致しました。   |    |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.5) | 8-とりまとめた資料-1~13   | 比較表の修正により、とりまとめた資料に記載している、比較表の対応ページも変更となったため、ページ番号を更新しました。  |    |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.5) | 8-とりまとめた資料-1,2    | No.2泊の記載欄につきまして、基本方針の記載に修正しました。また、差異説明欄に泊の蓄電池室の換気空調設備の耐震設計の考え方について、記載の充実を図りました。                               |    |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.5) | 8-とりまとめた資料-2      | No.3につきまして、他のBWRプラントで使用している水素ポンベの水素濃度について補足説明資料中の記載を確認し、水素濃度について差異理由に追加し、泊との相違を記載しました。                        |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ                                      | 適正化内容   | 備考 |
|----|---|--|---|----|
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4. 5) | 8-とりまとめた資料-3<br>8条-本-26, 27<br>8条-別1-資1-51 | 泊が使用しているコーティング剤に関する女川との差異理由について、記載の充実化を図りました。   |    |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 4. 5)   | 8条-本-21, 22<br>8条-別1-資1-29, 30             | 建築基準法の記載を確認しました結果、正しくは「不燃材料」であることを確認致しましたことから、記載の適正化を図りました。   |    |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4. 5) | 8条-本-26<br>8条-別1-資1-50                     | 同上  |    |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4. 5) | 8条-本-16, 17<br>8条-別1-資1-25                 | 蓄電池室のファンが泊と同様の設計となっている他のPWRプラントの情報を追加し、相違理由欄の記載の充実化を図りました。  |    |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4. 5) | 8条-本-19                                    | 「燃料油サービスタンク」の記載は差異であるため、赤字にて表記致しました。  |    |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4. 5) | 8条-本-22                                    | 相違理由を「炉型特有の設計の相違P」⇒「炉型特有の設計の相違」に修正いたしました。   |    |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 4. 5)   | 8条-本-21                                    | 核計装用ケーブルや放射線監視設備用ケーブルのうち、同軸ケーブルを使用している箇所は、いずれも耐延焼性を確認するIEEE383垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足しないため、表現を適正化いたしました。<br><br>(適正化前)<br>放射線監視設備用ケーブルについても、放射線検出のためには微弱電流又は微弱パルスを扱う必要があり、核計装ケーブルと同様に耐ノイズ性を確保するため、絶縁体に誘電率の低い架橋ポリエチレンを使用することで高い絶縁抵抗を有する同軸ケーブルを使用する設計とする。<br>これらのケーブルの一部は、自己消火性を確認するUL垂直燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEE383 垂直トレイ燃焼試験の要求を満足することが困難である。<br><br>このため、核計装用ケーブル及び放射線監視設備用ケーブルは、<br><br>(適正化後)<br>放射線監視設備用ケーブルについても、放射線検出のためには微弱電流又は微弱パルスを扱う必要があり、核計装ケーブルと同様に耐ノイズ性を確保するため、絶縁体に誘電率の低い架橋ポリエチレンを使用することで高い絶縁抵抗を有する同軸ケーブルを使用する設計とする。<br>これらのケーブルは、自己消火性を確認するUL垂直燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEE383 垂直トレイ燃焼試験の要求を満足することが困難である。<br><br>このため、核計装用ケーブル及び放射線監視設備用ケーブルは、<br><br>加えて、第8条 別添1 資料4 添付資料2に別紙3(比較表 8条-別1-資4-添2-10)に、当該の判定基準を満足しないケーブルの使用箇所を明示する資料を追加いたしました。 |    |

| No | 資料名称   | 該当ページ                   | 適正化内容   | 備考 |
|----|--|-------------------------|---|----|
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4.5) | 8条-本-24                 | 同上  |    |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 4.5)       | 8条-別1-資1-参4-1, 4        | 「地滑り」への記載の適正化を図りました。  |    |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4.5) | 8条-別1-資1-参4-1, 5        | 同上  |    |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 4.5)       | 8条-別1-資3-添2-1~48        | 火災区域・区画について、建屋名称等が見にくかったため、記載を修正しました。また、火災区域・区画一覧表を追加しました。  |    |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4.5) | 8条-別1-資3-添2-1~46        | 同上  |    |
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 4.5)       | 8条-本-39<br>8条-別1-資1-65  | 消火剤として使用する二酸化炭素の特徴に関する記載を「電気絶縁性が大きく揮発性も高い」から「不活性である」に見直し、記載を適正化しました。<br><br>(適正化前)<br>全域ガス消火設備で使用するハロゲン化物消火剤及び二酸化炭素ガスは、電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから、設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備へ影響を与えないため、火災区域又は火災区画に設置するガス消火設備には、ハロゲン化物消火剤及び、二酸化炭素ガスを用いた全域ガス消火設備を選定する設計とする。<br><br>(適正化後)<br>全域ガス消火設備で使用する二酸化炭素は不活性であること及びハロゲン化物消火剤は電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから、設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備へ影響を与えないため、火災区域又は火災区画に設置するガス消火設備には、二酸化炭素又はハロゲン化物消火剤を用いた全域ガス消火設備を選定する設計とする。 |    |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表<br>第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4.5) | 8条-本-62<br>8条-別1-資1-110 | 同上  |    |